

平成30年度南島原市お土産品開発業務委託仕様書

1 業務名

南島原市お土産品開発業務委託

2 業務の目的

南島原市ならではの魅力あるお土産品を開発することで、国内外における南島原市の認知度および南島原市を訪問時の満足度を向上させるとともに、地域産業の活性化を図る。

3 業務内容

次の業務を行うことを基本とし、さらに、目的の達成のために効果的な企画や進め方等について積極的に提案・実施すること。

なお、業務の推進にあたっては、南島原市企画振興部商工観光課と連携して進めること。

(1) 南島原市の新たなお土産品の開発について提案すること。

- ①訴求力の高い南島原市のお土産品を開発するにあたり、ターゲットとする消費者の市場動向を踏まえ、製造過程を検証し商品開発までに必要な情報の調査・収集を行うこと。
- ②開発するお土産品は、南島原市の公式キャラクターである「ベイガ船長」を積極的に活用すること。
- ③販売価格が安価で、消費者が気軽に購入できるものとする。
- ④複数のロットにおける各仕入値を参考資料として提示すること。
- ⑤3種類以上のお土産品の案を提示すること。

(2) 前項で提示したお土産品の試作品を極力提出すること。試作品が提出できない場合はデータによるイメージ図でも可とする。

4 業務打合せ

必要に応じて、その都度、本業務の打合せを行うものとする。また、打合せをした事項は、本仕様書と同等の効力を有するものとする。

5 事業実施期間

契約締結日～平成31年3月29日

6 成果品の提出

(1) 業務内容について、以下により成果品として提出するものとする。

- ①業務完了報告書 1部
- ②画像データ等を格納した電子媒体 1部
- ③お土産の試作品

(2) 納入先

- ①〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2
南島原市企画振興部商工観光課

7 その他特記事項

- (1) 受託者は、本事業実施に係る責任者（担当者）を配置すること。
- (2) 本仕様に定めていないことについて協議が生じた場合、または本仕様の内容を変更する必要がある場合は、協議して決めるものとする。
- (3) 本業務の履行により知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) 事業実施による成果品に関する権利は、全て南島原市へ帰属するものとする。